

令和 7（2025）年度「ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ～UNESCOConnect～事業」
「ユネスコ活動に関する調査研究（再委託）」

ユネスコ「世界の記憶」暫定一覧表制度の策定及び導入に向けた 調査研究事業報告書

令和 8 年 3 月 31 日
株式会社 丹青研究所

目次

第1章 事業の概要	1
1. 事業の概要	1
(1) 事業のテーマ	1
(2) 事業の背景と目的	1
(3) 事業の内容	1
第2章 ユネスコ「世界の記憶」における海外事例の調査分析	4
1. 調査の概要	4
(1) 調査の目的	4
(2) 調査の視点	4
(3) 調査の手法	4
(4) 調査の期間	5
(5) 調査の対象	5
(6) 調査の内容	5
2. 調査結果	6
(1) 基本情報	6
(2) 国際（地域）登録された記録物	10
(3) 暫定一覧表関係制度の導入状況	12
(4) その他	23
3. まとめ	24
(1) 暫定一覧表関係制度のあり方	24
(2) 評価基準・選考方法	26
(3) 制度の運営体制	27
第3章 ユネスコ「世界の記憶」暫定一覧表制度の導入に係る検討に向けて	29
1. 今後の検討体制	29
2. 暫定一覧表制度の検討における論点案	30

参考資料：国別調査結果個票

※本資料において記載しているナショナル・コミッティ等の組織名称、各種用語等は丹青研究所
による仮訳

第1章 事業の概要

1. 事業の概要

(1) 事業のテーマ

ユネスコ「世界の記憶」暫定一覧表制度の策定及び導入に向けた調査研究¹

(2) 事業の背景と目的

「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会（以下、審査委員会）における議論では、ユネスコ「世界の記憶」事業の日本の状況として、国内における認知度が依然として低く、登録のメリットも浸透していないこと、地域登録という選択肢もあるにもかかわらず、国際登録に関心が偏っていること、公募開始から申請までの期間が短いため、要件を十分に満たした申請書を用意することが困難であることが課題として挙げられている。なお、一部の国においては、「世界の記憶」に係る国内登録の仕組みが国際登録・地域登録へのある種のプールとして機能していることが確認されている。

以上を踏まえて、特にアジア太平洋地域登録の申請の活性化を推進するとともに、申請案件の内容や重要性について十分かつ的確な説明がなされるよう、申請書の質の向上を図ることが重要である。このため、審査委員会では、我が国からユネスコ「世界の記憶」に推薦する案件としてふさわしい記録物について、専門的見地から検討を行い、「暫定一覧表」として整理することを目的に、「世界の記憶」暫定一覧表検討ワーキンググループ（以下、ワーキンググループ）の設置を決定している。これらの背景に基づいて、本事業では、他国における記録物の登録状況や、暫定一覧表関係制度の導入状況等を調査研究し、暫定一覧表制度に関するワーキンググループにおける議論に資するものとして取りまとめることを目指した。

(3) 事業の内容

ユネスコ「世界の記憶」に国際登録・地域登録された記録物及び他国における暫定一覧表関係制度の導入状況等に関する調査分析と、ワーキンググループにおける今後の具体的な検討に向けた準備を行った。

¹ 本調査業務における「暫定一覧表」とは、令和8年2月に審査委員会の下に設置された「「世界の記憶」暫定一覧表検討ワーキンググループ」において、ユネスコ「世界の記憶」に推薦する案件としてふさわしい記録物について、専門的見地から検討・整理予定の一覧表を指す。

①ユネスコ「世界の記憶」における海外事例の調査分析

国際登録・地域登録（MOWCAP）²登録件数の上位国、及び暫定一覧表関係制度を導入している国を対象として、デスクトップ（インターネット）調査で公開情報をもとに事例調査を行った。

調査対象国は以下の9カ国である。

ドイツ／イギリス／フランス／韓国／中国／モンゴル／カナダ／オーストラリア
／マレーシア

主な調査項目は下記の通りである。調査結果は国別の個票に取りまとめ、各国の基本情報を把握・整理するとともに、記録物の登録状況とその形式的傾向、また暫定一覧表関係制度の導入状況とユネスコ・MOWCAPへの国による申請までの一般的プロセスを確認した。調査結果全体に関する報告及び分析は本報告書の第2章で行っている。

1) 基本情報

- ・「世界の記憶」事業のナショナル・コミッティの機能と活動³
- ・調査対象国における「世界の記憶」事業の特徴

2) 国際（地域）登録された記録物

- ・国際登録の件数、国際登録のうち共同申請の件数、及び地域登録の件数
- ・国際登録・地域登録として登録された記録物の形式的傾向
- ・国際登録・地域登録として登録された記録物の概要

3) 暫定一覧表関係制度の導入状況

- ・調査対象国における国内登録制度⁴（相当制度を含む）⁵の有無とその内容、登録件数
- ・その他の「待機リスト」「候補リスト」や有識者等による推薦制度の有無とその内容
- ・ユネスコ・MOWCAPへの国による申請までの一般的プロセス

² 地域登録は他の地域にもあるが、日本が所属する「世界の記憶」アジア太平洋地域委員会（MOWCAP）を優先した。

³ 本調査業務における「ナショナル・コミッティ」とは、「世界の記憶」事業の国内レベルの運営を担う自律的機関を指す（「[「世界の記憶」事業にかかる一般指針](#)」>5.1.2 「世界の記憶」ナショナル・コミッティ）。ユネスコ「世界の記憶」公式サイトには全コミッティの一覧が掲載されている。日本においては、審査委員会がナショナル・コミッティに相当する。

⁴ 国内登録制度は「世界の記憶」の登録制度の一つであり、国内登録のための選考基準は国際登録の基準に基づく（「[「世界の記憶」事業にかかる一般指針](#)」>7.10 「世界の記憶」国際登録、地域登録、国内登録）。

⁵ ユネスコの基準ではなく自国の文化財関連法に基づくリストを国内登録相当制度とみなす考えを示している国もある。

②暫定一覧表制度に係る検討に向けた準備

令和8（2026）年度に予定されている、ワーキンググループにおける暫定一覧表制度の導入及び策定に係る検討に向けた準備を行った。以下の通り、ワーキンググループの名称、構成や審議事項を確認するとともに、海外事例の調査結果を踏まえて考えられる論点案を整理した。

1）検討体制の確認

- ・ワーキンググループの名称、構成及び審議事項について

2）ワーキンググループにおける暫定一覧表制度の検討に向けた論点案の整理

- ・海外事例の調査結果を踏まえて考えられる論点案について

第2章 ユネスコ「世界の記憶」における海外事例の調査分析

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

ワーキンググループにおける暫定一覧表制度の策定及び導入に向けた議論に資するため、参考となり得る海外事例の調査を行った。

(2) 調査の視点

調査対象国と調査項目については、それぞれ以下の視点から検討、設定した。

【調査対象国】

効率的な調査を行うため、国際登録・地域登録（MOWCAP）件数の上位国、及び暫定一覧表関係制度がみられる国のうち、比較的情報の公開度が高い国を優先した。議論の可能性を最大化する観点から、施策や取組のバリエーションにも留意している。

【調査項目】

①調査対象国の基本情報、②国際登録・地域登録された記録物、③暫定一覧表関係制度の導入状況を主な調査項目とし、各事例の相互比較と総合的な視野からの分析が可能になるように具体的な調査内容を定めた。

上記の内、基本情報については、「世界の記憶」事業の特徴と運営体制の他、各国において事業の中核を担うとされるナショナル・コミッティの機能・活動の把握を重視した。

可能な限り客観的なデータを抽出するため、登録された記録物に関する情報は、ユネスコ・MOWCAP による公表値、公開内容に準拠している。国ごとの特徴・傾向を捉えるため、国際登録だけではなく、共同申請や地域登録として登録された記録物にも着目した。

暫定一覧表関係制度に関しては、国内登録制度をはじめとして、日本における「暫定一覧表」を検討するうえで参考になると考えられる制度・施策に注目した。国内登録は「世界の記憶」の登録制度の一つであり、一部の国は、この国内登録制度を国際登録・地域登録にふさわしい案件の発掘・プールに活用している。

(3) 調査の手法

調査手法は、デスクトップ（インターネット）調査とした。

(4) 調査の期間

令和 7 (2025) 年 11 月～令和 7 (2025) 年 12 月

(5) 調査の対象

調査の対象国は、ドイツ、イギリス、フランス、韓国、中国、モンゴル、カナダ、オーストラリア、マレーシアの 9 カ国とした。各国の特徴等は、次節以降で詳述する。

(6) 調査の内容

前掲の調査項目に関して行った具体的な調査内容は以下の通りである。調査の成果は次節以降で詳述する。

①基本情報

- ・調査対象国における「世界の記憶」の運営体制、及びナショナル・コミッティの機能・活動について調査し、その特徴を整理した

②国際（地域）登録された記録物

- ・調査対象国における国際登録の件数、国際登録のうち共同申請の件数、及び地域登録の件数を調査した
- ・調査対象国における国際登録・地域登録として登録された記録物の形式の内訳（文書、地図、映画、等）を調査した
- ・調査対象国における国際登録・地域登録として登録された代表的な記録物について、その概要（名称、登録年、画像、概要）をまとめた一覧表を作成した

③暫定一覧表関係制度の導入状況

- ・調査対象国における国内登録制度（相当制度を含む）の有無とその内容、登録件数を調査した。そのうえで、国内登録制度を導入している国に関しては、制度の導入目的、登録の主体、案件選出の方法、国内登録から国際登録・地域登録への推薦等の推進状況等について調査した
- ・調査対象国において、国内登録制度以外に「待機リスト」や「候補リスト」などのリストを整備している例や、有識者等による推薦制度がある例について、その内容を調査した
- ・暫定一覧表関係制度の導入状況にかかわらず、ユネスコ・MOWCAP への申請に至るまでの一般的なプロセスを確認した

2. 調査結果

(1) 基本情報

調査対象国における基本情報として、「世界の記憶」事業の特徴、ナショナル・コミッティの役割や活動について調査を行った。

各国の特徴とナショナル・コミッティの名称・構成及びその役割は以下の通りである。

ドイツ	特徴	・国際登録件数世界 1 位 ・国際登録は公募制。毎年申請を受付、2 年がかり・2 段階の国内審査を実施 ・暫定一覧表関係制度あり（「待機リスト」）※詳細は（3）に後述
	ナショナル・コミッティとその役割	ユネスコ世界記憶遺産事業ドイツ推薦委員会 [委員長（ブレーメン州立公文書館館長）以下委員 16 名] ・国際登録に関わる提案の審査、評価、選定 ・「世界の記憶」についての国民の認知度を高める活動の実施
イギリス	特徴	・国際登録件数世界 2 位 ・国際登録は公募制。日本とほぼ同様のスケジュールで実施 ・国内登録に関する募集案内とプラットフォームが充実。ただし国際登録へのつながりはない ・暫定一覧表関係制度あり（国内登録制度）※詳細は（3）に後述
	ナショナル・コミッティとその役割	英国世界の記憶国内委員会 [委員長（ディンバラ大学リサーチ・コレクションセンター・アーカイブズ部門責任者）以下委員 11 名] ・国際登録への推薦書類の初期評価 ・国内登録（正式名称：英国世界の記憶登録簿）への申請の審査
フランス	特徴	・国際登録件数世界 3 位 ・国際登録の申請募集に関する情報なし ・国際協力に積極的 ・暫定一覧表関係制度なし
	ナショナル・コミッティとその役割	フランス世界の記憶国内委員会 [委員長（文化省・文化総監査官）以下委員 15 名] ・ユネスコ国内委員会とともに、共同申請を含む登録申請のサポート・支援の実施（申請資格の事前確認や書類の作成支援） ・記録遺産の保存に関する普及啓発事業の実施 ・「世界の記憶」登録申請の審査とユネスコ国内委員会への意見共有、専門団体やアーカイブ機関との協力関係の構築

韓国	特徴	・国際登録件数アジア最多 ・国際登録・地域登録ともに公募制。ユネスコによる申請募集より半年ほど前から申請募集を開始 ・「ユネスコ国際記録遺産センター」の誘致・建設、「ユネスコ直指賞」の創設・運営への関与など積極的に活動 ・暫定一覧表関係制度あり（国内登録相当制度）※詳細は（３）に後述 ・過去に「暫定リスト」作成の取組あり（成果不明）※詳細は（３）に後述
	ナショナル・コミッティとその役割	世界記録遺産韓国委員会 [委員長（ソウル大学名誉教授、元 IAC 委員）以下国家遺産庁等からの職位委員 3 名、研究者・専門家の個人委員 7 名] ・国際登録・地域登録・国内登録申請対象の選定・管理 ※ナショナル・コミッティの運営規程による。実際の国内登録制度は確認できていない ・登録申請書の技術的事項の検討 ・他国における登録申請対象の動向把握と対応 ・「世界の記憶」事業への認識向上と広報活動 ・国際活動への参加及び協力関係の維持 ・関連機関間の情報交換と共同事業の検討・開発 ・韓国に関わる登録済の国際登録・地域登録案件のモニタリング 等
中国	特徴	・地域登録（MOWCAP）件数最多 ・世界で初めて国内登録制度を導入した国の一つ⁶。国内登録を国際登録・地域登録への発掘・プールに活用 ・暫定一覧表関係制度あり（国内登録制度）※詳細は（３）に後述
	ナショナル・コミッティとその役割	世界の記憶事業中国国家委員会 [中国国家档案局・中央档案馆直属の委員会という位置づけ。「中国アーカイブ・文書遺産目録プロジェクト」主導グループ、「国家諮問委員会」という二つの下部組織と事務局で構成] ・「世界の記憶」事業の実施・普及・研究・交流・広報・展示などの実施 ・国内登録（正式名称：中国アーカイブ・文書遺産目録）に関わる審査と、その登録案件の国際登録・地域登録への推薦

⁶ UNISIST Newsletter Vol. 32, No. 2, 2004.

モンゴル	特徴	・国内登録を国際登録・地域登録への発掘・プールに活用 ・暫定一覧表関連制度あり（国内登録制度）※詳細は（３）に後述
	ナショナル・コミッティとその役割	モンゴル「世界の記憶」プログラム国内委員会 [委員長（文化・観光・青少年省副大臣）以下委員 12 名] ・登録候補となり得る文書遺産の予備リストを作成 ※予備リスト＝国内登録制度（正式名称：モンゴル国記録遺産登録簿）の内、正式な国内登録簿にあたるリスト ・同リストに掲載された文書遺産についての概要と紹介文の作成 ・申請書類の作成と提出 ・文書遺産の保存・保護環境の改善、普及啓発活動 ・ユネスコ加盟国との協力関係の強化・発展
カナダ	特徴	・国際登録の申請募集に関する具体的情報なし（問い合わせにて対応する方式） ・国内登録に関する募集案内とプラットフォームが充実。多くの場合国内登録から国際登録への候補を選出するとの注記あり ・暫定一覧表関係制度あり（国内登録制度）※詳細は（３）に後述
	ナショナル・コミッティとその役割	世界の記憶カナダ諮問委員会 [設置主体はカナダ・ユネスコ国内委員会。委員長（ウェスタン大学の歴史学科・先住民学プログラム助教授）以下委員 8 名] ・国際登録への申請書の審査と推薦 ・国内登録（正式名称：カナダ世界の記憶登録簿）への《登録提案書》の審査と推薦
オーストラリア	特徴	・国際登録・地域登録の申請募集に関する情報なし ・世界で初めて国内登録を導入した国の一つ⁷ ・国内登録に関する募集案内とプラットフォームが充実。ただし国際登録・地域登録への流れは確認できていない ・暫定一覧表関係制度あり（国内登録制度）※詳細は（３）に後述

⁷ UNISIST Newsletter Vol. 32, No. 2, 2004.

	ナショナル・コミッティとその役割	オーストラリア世界の記憶国内委員会 [委員長（国際記録遺産センターのボードメンバー）以下、委員 20 名。下部委員会として、「評価小委員会」、「〈オーストラリア社会を記憶する〉作業部会」がある] ・国内登録（正式名称：オーストラリア世界の記憶登録簿、通称 AMW Register）の発展・展開（プラットフォームの拡充等） ・国際登録への推薦の提案 ・出版やプレゼンテーションによる事業の普及・促進 ・特定のプロジェクトや活動に対する政府や民間セクターによる支援の促進・要求 ・精選された遺産事業への参画と記録遺産分野の重要性の提唱
マレーシア	特徴	・国際登録・地域登録ともに、ナショナル・コミッティの委員が所属する機関等のコレクションの中から案件を直接選出 ・暫定一覧表関係制度あり（国内登録相当制度、及び上述の直接推薦体制）※詳細は（3）に後述
	ナショナル・コミッティとその役割	世界の記憶国内委員会（マレーシア） [委員長（マレーシア国立公文書館長官）以下委員 25 名] ※2022 年時点 ・記録遺産の特定・登録の推進（前掲の直接選出・推薦を含む） ・ユネスコ勧告及び関連規範の情報共有 ・保存に関する人材育成と支援 ・記録遺産へのアクセス向上 ・ユネスコ勧告のマレー語翻訳 ・記録遺産のリスク対策 ・国際協力による共同登録の推進 ・国際シンポジウムの開催 ※MOWCAP 総会の国別レポート（2016 - 2017）より。ナショナル・コミッティの活動が詳細に記載された直近の年次活動報告や他の公式情報は確認できていない

(2) 国際（地域）登録された記録物

調査対象国における、国際登録の件数、うち共同申請の件数、及び地域登録の件数を調査するとともに、国際登録・地域登録として登録された記録物について、書籍・絵画・地図等の記録物の形式についてそれぞれの件数をカウントし、傾向を分析した。

あわせて、国際登録・地域登録として登録された記録物の内、主なものについて、その名称と登録年、画像及びユネスコ「世界の記憶」ウェブサイトに記載のある概要文を整理した（詳細は参考資料を参照）。

■登録件数

- ・ドイツは国際登録の件数が世界で最も多い。その次に多いのはイギリスとフランス
- ・欧州諸国は共同申請が盛んな傾向があり、特にイギリスとフランスは国際登録の件数に対して共同申請が多くの割合を占める
- ・アジア圏諸国の内、国際登録の件数が最も多いのは韓国である（世界では、ドイツ、イギリス、フランス、オランダに次いで第5位）
- ・一方、中国（特別行政区を含む）の地域登録の件数は MOWCAP 圏内最多を誇る

※欧州・北米レベルの地域登録制度は存在しない

■記録物の形式

- ・全体としてみると、最も多く登録されている記録物のカテゴリーは「書物」であり、「原稿・写本」「文書」がこれに続く
- ・フランスにおける「映像／フィルム」や中国・モンゴルの「銘板／石碑」のように、その国の文化と関連の深いカテゴリーが登録される傾向がみられる
- ・「ポストカード」「報告書」は、どの調査対象国においても該当する記録物がない

①登録件数

調査対象国における登録件数を下記の通り整理した。国際登録の件数はユネスコ「世界の記憶」公式サイト公表値（2025 年登録までを含む）であり、地域登録の件数については MOWCAP 公式サイト内の一覧（2024 年登録までを含む）からカウントした。

国名	国際登録件数	国際登録のうち 共同申請の件数	地域登録の件数
ドイツ	33 件	10 件	0 件
イギリス	27 件	16 件	0 件
フランス	27 件	12 件	0 件
韓国	21 件	2 件	6 件
中国	18 件	2 件	17 件
モンゴル	7 件	0 件	5 件
カナダ	12 件	2 件	0 件
オーストラリア	7 件	1 件	4 件
マレーシア	8 件	3 件	3 件
（参考）日本	9 件	2 件	1 件

②記録物の形式

調査対象国において国際登録された記録物を形式ごとにカウントすると下記の通りとなる。ユネスコ「世界の記憶」公式ウェブサイトのカテゴリー表記に則って集計した。国ごとに登録の最も多い形式の数字を最も濃いオレンジ色、2番目に多い形式の数字を次に濃いオレンジ色、3番目に多い形式の数字を薄いオレンジ色で網掛けしている。ただし、世界における記録物の複雑さと国による考え方の違いが背景にあると考えられるが、同じ記録物が複数のカテゴリーで登録されている場合があり、総計は前掲の登録件数と合致しない。

※凡例：

最も多い形式

2番目に多い形式

3番目に多い形式

ユネスコ「世界の記憶」公式サイトにおける記録物の分類 ⁸ (Document Type) ※重複あり	書物	古写本	絵画	原稿・写本	地図	音楽／音声／録音	ネガ	その他	文書	写真・画像	ポストカード	報告書	銘板／石碑	映像／フィルム
ドイツ	15	2	2	7	0	2	0	0	7	1	0	0	0	1
イギリス	5	0	2	10	1	2	0	0	8	1	0	0	0	2
フランス	12	1	3	3	2	3	0	1	3	1	0	0	0	4
韓国	10	0	1	4	0	0	0	2	3	1	0	0	0	0
中国	6	0	3	0	0	0	0	1	5	0	0	0	2	0
モンゴル	4	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
カナダ	3	0	1	2	0	0	1	0	4	2	0	0	0	1
オーストラリア	3	0	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1
マレーシア	4	0	1	2	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1
(参考) 日本	2	0	2	1	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0

⁸ 分類名の日本語訳は一部丹青研究所による仮訳。

（３）暫定一覧表関係制度の導入状況

調査対象国における、国内登録制度（相当制度を含む）の有無と、その目的や内容及び登録件数、登録プロセス等について調査を行った。

国内登録制度とは別に、国際登録・地域登録に向けた「待機リスト」「候補リスト」にあたるリストがある場合、また有識者等による推薦制度がある場合は、その内容やプロセスについて確認した。

調査結果の概要は以下の通りである。

<国内登録制度（相当制度含む）>

- 調査対象国の内、イギリス、中国、モンゴル、カナダ、オーストラリアは、ユネスコの基準に則った国内登録制度を導入している。これらはすべて公募制であった
- 国内登録制度を国際登録・地域登録に向けた発掘・プールに活用しているのは、中国、モンゴル、カナダである。特に中国とモンゴルにおいては、国内登録されることが国際登録・地域登録への推薦の前提条件となっている。カナダも「多くの場合」という但し書き付きであるが、国内登録された記録物の中から国際登録への候補案件が選ばれる
- 中国の国内登録には一次審査と本審査があり、カナダの場合も「登録意向表明書」と「登録提案書」による２段階の選考プロセスがある。モンゴルの国内登録制度には、正式な国内登録に至る前段階として、全国から登録申請のあった記録遺産の一次情報を集約した予備的リスト（通称「予備（暫定）リスト」）が設けられている
- イギリスの国内登録制度は記録遺産の保護・保存、アクセス向上を目的としたものであり、国際登録からは独立している。同国では国際登録・国内登録ともに公募のプロセスを踏んでいる
- オーストラリアも国内登録制度をもつが、国際登録・地域登録とのつながりは確認できておらず、国際登録・地域登録に関わる募集案内も見当たらない
- 韓国とマレーシアは、自国の文化財関連法に依拠した目録等を「世界の記憶」の国内登録相当制度とみなす考えを示している。これらの目録等の国際登録・地域登録とのつながりは確認できていない

<その他の暫定一覧表関係制度>

- ドイツの国際登録は公募制だが、国内審査を経て推薦が決まった案件の「待機リスト」がある
 - マレーシアには、ナショナル・コミッティの委員の所属機関等（国家機関や地域の公文書館、博物館団体、大学図書館等）が所有・管理する記録物の中から直接案件を選出する仕組みがある
 - 韓国の国際登録・地域登録は公募制だが、同国は過去に候補案件の発掘そのものを目的とした「暫定リスト」の作成に取り組んでいる
-

■比較表：暫定一覧表関係制度の導入状況

国名	暫定一覧表関係制度の導入状況
ドイツ	「待機リスト」あり ・公開されている推薦ガイドに「各国は2年ごとに2件の登録申請をすることができ、通常「待機リスト [Wartelisten] が作成される」との言及あり。ただしリストの管理者や内容・役割については明記なし
イギリス	国内登録制度あり ・「英国世界の記憶登録簿」として、67件を国内登録（2025年現在） ・記録遺産の保護・保存、アクセス向上、認知度向上が目的 ・公募による推薦。ナショナル・コミッティが審査を行う ・国際登録につながるものではない（国際登録は国内登録制度とは切り離れた公募制）
フランス	なし
韓国	国内登録相当制度あり ・「文化財保護法」（1961年制定）に基づく国家遺産のうち「記録遺産」、「公共記録物管理法」（2008年施行、現「公共記録物管理に関する法律」）に基づく「ナショナルアーカイブ [=公文書] 管理システム」が該当 ・国際登録・地域登録へのつながりは確認できていない 過去に「暫定リスト」の取組あり ・2009年に実施。目的は将来的な国際登録案件の発掘。成果不明
中国	国内登録制度あり、国際登録・地域登録へのプールとして活用 ・「中国アーカイブ・文書遺産目録」として、計198点（2025年現在）を国内登録 ・この目録の中から国際登録・地域登録に適した案件をナショナル・コミッティが選出・推薦 ・2024年より、「国家諮問委員会」（ナショナル・コミッティ内の審査委員会）の下に設けられた「目録小委員会」が一次審査と申請者への文書の補足・修正・改善の提案・要求を担当 ・公開されている情報を見る限り、国際登録・地域登録における公募の併用はない
モンゴル	国内登録制度あり、国際登録・地域登録へのプールとして活用 ・「モンゴル国記録遺産登録簿」として、全国の記録遺産の把握・整理のための予備的リストから正式な国内登録簿まで、構造化された制度を運用 ・内、正式な国内登録簿にあたる「モンゴル国家記録遺産リスト」は国内レベルで重要な案件のリストであると同時に、国際登録・地域登録への候補を同定・選出するためのプールとして機能 ・各段階のリストの登録件数不明 ・公開されている情報を見る限り、国際登録・地域登録における公募の併用はない

カナダ	国内登録制度あり、多くの場合、国際登録へのプールとして活用 ・「カナダ世界の記憶登録簿」として、35 件を国内登録（2025 年現在） ・公式サイトには、「多くの場合」国内登録された記録物の中から国際登録への候補が選ばれるとの記載あり。国際登録への具体的プロセスは不明
オーストラリア	国内登録制度あり ・「オーストラリア世界の記憶登録簿（通称「AMW Register」）として、98 件登録（2025 年現在） ・国際登録・地域登録とのつながりは確認できていない
マレーシア	国内登録相当制度あり ・「2005 年国家遺産法（第 645 号）」に基づく登録簿が該当 ・国際登録・地域登録へのつながりは確認できていない 有識者等による推薦制度あり ・ナショナル・コミッティ委員の所属機関等が所有・管理する記録物の中から国際登録・地域登録への案件を直接選出・推薦。実例あり

①国内登録制度

1) 国内登録の選考プロセスと評価基準

国際登録・地域登録へのつながりの有無にかかわらず、今回確認されたすべての国内登録制度について、その選考プロセスと評価基準を調査した。その結果は下記の通りである。

-
- いずれも公募制であり、審査は基本的にナショナル・コミッティが実施
 - 基本的な評価基準はユネスコの規定に準じているが、ほぼ国際登録と同内容のものから国内レベルでの重要性を重視するものまで、詳細は国により異なる
 - 中国とオーストラリアの国内登録制度では、国際登録と同等の評価メカニズムを意識した審査体制として、最終的な審査・承認の前の評価を担う「目録小委員会」「評価小委員会」が設けられている
 - モンゴルの国内登録制度には、全国の記録遺産を公募で集めた予備的リストから出発して、群・県レベルのリストもしくは国内レベルのリストに入れ、さらに国内レベルのリストから国際登録・地域登録への候補を選出する仕組みがある
-

■比較表：国内登録の選出プロセスと評価基準

国名	選出プロセス	評価基準
イギリス	公募制。以下のスケジュールで、隔年で実施： ①申請書類の提出（奇数年の 6 月 9 日から翌年の 1 月 31 日まで）、提出前にナショナル・コミッティの委員との面談を実施 ②ナショナル・コミッティによる審査と採択可否の通知（～5 月） ③公式発表・表彰式（6 月 7 月）	・国家的な重要性を有すること ・唯一無二のものであること ・英国に関する（場所、活動、人物の）資料であること ・記録遺産とそこに含まれる情報が国家的に重要であること ・明確な範囲が定義されていること ・シンプルであること
中国	公募制（不定期）。第 6 回事業の場合、募集期間は 2024 年 11 月～2025 年 1 月、リストの公開は 2025 年 6 月： ①申請書類の提出 ②「目録小委員会」（ナショナル・コミッティの内「国家諮問委員会」の下部委員会）による一次審査と申請機関へ文書の補足・修正・改善の提案・要求 ※上記は 2024 年 11 月以降の手続き。これ以前は、地域の応募案件について各省・自治区・直轄市の公文書館による予備審査が行われていた ③申請機関による補足・修正・改善 ④ナショナル・コミッティの「国家諮問委員会」による本審査 ⑤ナショナル・コミッティの承認、国内登録 ⑥ 国内登録された案件のうち、世界的な影響力と重要性が認められるものをナショナル・コミッティが国際登録・地域登録へ申請	「時代」「主題内容」「地域性」「民族と人物」「形式と風格」「体系性」「希少性」
モンゴル	公募制。募集期間の設定はなく、ナショナル・コミッティの主導により、以下の流れで実施： ①「予備（暫定）」リストへの登録申請 ※②に向けた一次情報のリストであり国際登録・地域登録のための暫定リストではない ②上記リストをもとに、県・郡レベル、もしくは国家レベルの価値が認められる案件を選出 ③②のうち、国家レベルで重要な案件を国内登録し、「候補母集団」としてその中から国際登録・地域登録に推薦	・モンゴル国家の歴史、関連する行政制度、および歴史的出来事を記録・証明していること ・生活様式・文化・科学において価値を有する資料であること ・歴史的出来事、地域、山川の歴史的名称、自然、建造物などを記録・描写していること ・国際的・地域的・国内的に（県・地方レベルを含む）著名な歴史的人物と関連していること

カナダ	公募制。毎年度募集。2025-2026 年度の場合： ①CCUNESCO による募集開始（2025 年秋） ②申請者より《登録意向表明書》の提出（提出期限：2026 年 1 月 31 日） ③ナショナル・コミッティによる最初の審査～審査を通過した申請者より《登録提案書》の提出（提出期限 2026 年 8 月上旬） ④ナショナル・コミッティによる 2 回目の審査～登録可否の決定・通知（2026 年秋） ※公式サイト内の紹介文によれば、多くの場合、この国内登録簿に記載された案件の中から国際登録への候補が選出される	・国家的な意義（時代／場所／人物・社会／主題・テーマ／形式・スタイル／精神的・共同体的意義） ・真正性（由来が明確な原本であること） ・唯一無二かつ代替不可能性（当該文書が失われれば集団的記憶が損なわれること）
オーストラリア	公募制。直近の推薦ラウンドの場合： ①申請開始（2025 年 11 月 30 日） ②推薦者による書類の提出（提出期限：2026 年 6 月 30 日） ③「評価小委員会」による審査、ナショナル・コミッティによる承認 ④結果の通知（2026 年 12 月） ⑤式典にて登録証を授与（2027 年初頭）	主な基準はオーストラリアにとっての重要性。以下の内、遺産に関連する一つ以上の基準について記述することが求められる： ・歴史的意義 ・形態と様式（革新性や芸術性等） ・社会・共同体・精神的意義 ・希少性 ・完全性と保存状態

2) 国内登録制度の導入目的・位置付け

調査対象国のうち、複数の国々が国内登録制度を導入している。その目的や位置付けに関する調査の結果を以下にまとめた。

- ・国内登録制度の導入目的は、①国内レベルで重要な記録物の保護・登録、②国際登録・地域登録に向けた発掘・プール、③記録遺産全体への関心喚起・アクセス向上という三つに大別できる
- ・今回の調査で確認された国内登録制度の内、①を主目的としているのはイギリスとオーストラリアの例、②を主目的としているのは中国、モンゴル、カナダの例である。いずれも国内登録に関する募集案内や登録された記録物に関するプラットフォームが充実していることから、③についても意識していることがうかがえる
- ・国際登録・地域登録された記録物は自動的に国内登録に加えられる傾向がある
- ・2004 年の UNISIST Newsletter によれば、中国とオーストラリアは世界で最初に国内登録制度を導入した国である（正確には中国は 2000 年、オーストラリアは 2001 年に導入）
- ・この二カ国を含む MOWCAP では、国内登録制度の実践を共有し、導入を推奨する動きがある

前述の通り、国内登録を国際登録・地域登録に向けた候補案件の発掘・プールの仕組みとして活用しているのは、中国、モンゴル、カナダである。それぞれの制度の名称、導入年、特色を以下の表にまとめた。

■国際登録・地域登録に向けた発掘・プールの仕組みとしての国内登録の活用例

中国	国内登録制度の正式名称	中国アーカイブ・文書遺産目録
	導入年	2000年にプロジェクト発足、これまでに6回の選定事業を実施（2002年、2003年、2010年、2015年、2022年、2024年）
	特色	・公募制（近年は2年毎に実施）※プロセスの詳細は前掲 ・「目録小委員会」による予備審査と「国家諮問委員会」による本審査の2段階で審査を行う ・「目録小委員会」は、予備審査の意見を取りまとめる他、申請機関に対して文書の修正や補足説明に関する提案・要求を提示 ・同委員会は国際登録のユネスコにおける審査に関わる「登録小委員会（RSC）」に倣ったものであり⁹、より科学的かつ厳格な制度運用のために設置された ・この国内登録簿に掲載された案件の内、世界的な影響力と重要性が認められるものをナショナル・コミッティが国際登録・地域登録へ申請
モンゴル	国内登録制度の正式名称	モンゴル国記録遺産登録簿
	導入年	（不明）
	特色	・公募制（常時募集）※プロセスの詳細は前掲 ・一次情報を集約したA）「予備（暫定）リスト」を出発点として、B）「群（スム）記録遺産リスト」及び「県（アイマグ）記録遺産リスト」と、C）「モンゴル国家記録遺産リスト」を作成。このうち、C）「モンゴル国家記録遺産リスト」は、正式な国内登録簿に相当 ・このC）のリストを「候補母集団」（ある種のプール、予備的リスト）として、国際登録・地域登録に向けて推薦 ・ユネスコへの申請書類の作成・提出はナショナル・コミッティが担う

⁹ 「世界の記憶」の国際諮問委員会（IAC）には、登録小委員会（Register Sub-Committee、略 RSC）、保存小委員会（Preservation Sub-Committee、略 PSC）、教育・研究小委員会（Education and Research Sub-Committee、SCEaR）という三つの小委員会が設けられている。この内、登録小委員会（RSC）は、申請内容の評価と IAC への勧告を担当する。（『「世界の記憶」事業にかかる一般指針』>8.5.3 登録小委員会（RSC）による申請の受領可能性と選考）

カナダ	国内登録制度 の正式名称	カナダ世界の記憶登録簿
	導入年	2017 年（現在のナショナル・コミッティの設置と同年）
	特色	・公募制（毎年募集）※プロセスの詳細は前掲 ・《登録意向表明書》（簡易的な申請書類）に対する一時審査と、この審査を通過した申請者の《登録提案書》に対する二次審査を実施 ・内、《登録意向表明書》については合否にかかわらず書面によるフィードバックが行われる ・具体的なプロセスは不明だが、国際登録への候補案件は多くの場合、この国内登録簿の中から選ばれる

②その他の暫定一覧表関係制度

調査対象国のうち、その他の暫定一覧表関係制度（「待機リスト」「候補リスト」、有識者による推薦制度など）を導入している国に関して、下記のことが分かった。

- ・ドイツには「待機リスト」と呼ばれるリストがある。詳細は非公開だが、公募を経て推薦が決まりユネスコへの申請を待つ案件が掲載されると考えられる
- ・韓国は過去に候補案件の発掘を目的とした「暫定リスト」の作成を試みている（その結果の詳細は不明）
- ・マレーシアではナショナル・コミッティが直接案件を選出しており、有識者による推薦制度に近い体制が認められる

■その他の暫定一覧表関係制度の例

ドイツ	公開されている「世界の記憶」推薦ガイドには、「各国は2年ごとに2件の登録申請をすることができ、通常「待機リスト [Wartelisten] が作成される」という記述がある。ただし、このリストの管理者や内容・役割など詳細については明記がない ※公式案内は確認できていないが、ユネスコへの推薦決定後、実際の登録申請は待機状態となっている案件の実例あり
韓国	2009年に「暫定リスト」作成に向けた募集を公示。その後の動き・成果は確認できていないが、公示内容は以下の通りとなっている。 選出プロセス： ①文化財庁（現在の国家遺産庁）による公示（2009年8月31日） ②候補案件の受付（2009年9月14日～10月13日） ③文化財庁及び関連する専門家による審査（期間不明） ④選出された案件の申請者への通知（時期不明） 評価基準： ・真正性、独創性・非代替性、世界的重要性 ・補助要件として、希少性、完全性、リスク、管理計画

マレーシア	ナショナル・コミッティの委員が所属する機関等の収蔵・管理案件の中から、合議により国際登録・地域登録への候補を直接選出・推薦。また、2008 年以降のユネスコへの推薦（共同申請を除く）及び 2024 年以降の MOWCAP への推薦は、ナショナル・コミッティが事務局を置く国家遺産局名義で行われている。公開されている情報を見る限り、公募は併用していない。 ※公式案内は確認できていないが、ナショナル・コミッティにおける関係者会議での議論を経て国際登録に至った案件の実例あり
-------	---

③ユネスコ・MOWCAP への申請に至るまでの具体的なプロセス

調査対象国における、国内登録制度及びその他の暫定一覧表関係制度の導入状況を踏まえ、国際登録・地域登録の申請までのプロセスを整理した。国内登録制度等を導入していない国も含め記載する。詳細は国により異なるが、概観すると下記の傾向が認められた。

-
- 中国、モンゴル、カナダは、国内登録を国際登録・地域登録に向けた発掘・プールに活用している ※P17、18 にて言及
 - フランスは、申請者のサポートと密な意見交換を行うとする一方、スケジュールや書類の提出先を明記した公募情報がウェブ上では確認できない
 - オーストラリア、カナダでは、国内登録への申請について詳しい募集案内を出している。一方、国際登録については両国とも詳細なプロセスを公開していない
 - イギリスは、日本とほぼ同様のスケジュールで国際登録の公募を実施している
 - 韓国は、ユネスコによる募集案内の半年以上前から公募を実施し、推薦案件の決定後に申請書を準備するプロセスを導入
 - ドイツは、実質 2 年がかりの公募スケジュールによる申請サポートと、予備審査・本審査による 2 段階の厳格な国内審査を実施
 - マレーシアは、ナショナル・コミッティが推薦案件の候補を直接選出
-

1) 国際登録に関する申請プロセス

国際登録に関する調査対象国の申請プロセスを下表にまとめた。地域登録についても確認できた限りでは同様である。

国名	暫定一覧表関係制度の導入状況	ユネスコ申請までのプロセス
ドイツ	「待機リスト」あり ※詳細不明	公募制：実質 2 年がかりの公募スケジュールによる申請サポートと厳格な国内審査 ①予備審査 簡易版の申請書をナショナル・コミッティへ提出（毎年 3 月末締切）、ナショナル・コミッティが選定、結果通知（同年秋） ②本審査 ①で評価を得た申請者が正式な申請書を提出（翌 3 月）、ナショナル・コミッティが最終選考（翌秋） ③外務省による協議・提出
イギリス	国内登録制度あり ※国際登録へのつながりなし	公募制：ユネスコによる募集案内に合わせて開始 ①ユネスコ国内委員会による募集（7 月） ②ユネスコ国内委員会への推薦提出（9 月） ③ユネスコ国内委員会、ナショナル・コミッティによる推薦書類の初期評価 ④国によるユネスコへの申請（11 月）
フランス	なし	詳細不明 ※公募情報は確認できていない
韓国	国内登録相当制度あり ※自国の文化財関連法に依拠 ※国際登録・地域登録とのつながりは確認できていない 過去に「暫定リスト」の取組あり ※成果不明	公募制：ユネスコによる募集案内の半年以上前から実施、推薦案件の決定後に申請書を準備 2025 年度 [= 国際登録の 2026-27 サイクル] の場合： ①申請募集（2024 年 10 月 14 日～12 月 20 日） ②推薦対象の選定（2025 年 2 月） ③申請者による申請書と広報映像物の作成（同年 2 月～11 月） ④国家遺産庁経由でユネスコへ提出（同年 11 月）
中国	国内登録制度あり ※国際登録・地域登録へのプールとして活用	国内登録の中からナショナル・コミッティが選出・推薦

モンゴル	国内登録制度あり ※国際登録・地域登録へのプールとして活用	国内登録の中からナショナル・コミッティが選出、申請書類を作成し、推薦
カナダ	国内登録制度あり ※国際登録へのプールとして活用。ただしプロセスの詳細不明	詳細不明 ※詳細は要問合せの記載あり
オーストラリア	国内登録制度あり ※国際登録・地域登録とのつながりは確認できていない	詳細不明 ※公募情報は確認できていない
マレーシア	国内登録相当制度あり ※自国の文化財関連法に依拠 ※国際登録・地域登録とのつながりは確認できていない 有識者等による推薦制度あり ※右記の直接選出・推薦体制	ナショナル・コミッティの委員が所属する機関等の所有・管理案件から直接選出・推薦 例) 「Misa Melayu MSS 6. (ミサ・ムラユ MSS 6)」 (2023 年国際登録) ①ナショナル・コミッティの会合(2018 年 5 月 18 日開催)に関連機関が参加、さらに関係する専門家を交えて議論(5 月 25 日)。概ね、全委員が国際登録への推薦に合意 ②2021 年にユネスコへ推薦書類を提出(推薦者: 国家遺産局長兼ナショナル・コミッティ委員長、推薦者の署名日: 2021 年 11 月 30 日) ※ナショナル・コミッティが直接選出・推薦しているという上記の実例は把握できているが、標準的なプロセスに関する情報は確認できていない

2) 国際登録・地域登録の申請スケジュールの比較

国際登録・地域登録への推薦案件の選出に国内登録制度を介しておらず、募集案内等の告知から公募制であることが明らかなのは、ドイツ、イギリス、韓国の三か国である。内、イギリスは日本とほぼ同日程だが、ドイツは2年がかり・2段階の審査体制があり、韓国は公式の発表の半年以上前に公募を行い推薦案件の決定後に申請書類を準備させる体制がある。

国際登録の申請スケジュール（2026-2027 サイクル）				
ユネスコによる公示：2025 年 6 月 30 日（7 月 1 日更新）				
申請受付期間：2025 年 7 月 1 日～11 月 30 日				
国際諮問委員会（IAC）による審査：2026 年予定				
登録可否の最終決定：2027 年予定				
	国内申請募集期間	国内審査、推薦案件の決定	準備期間等	ユネスコへの申請
日本	2025 年 7 月 11 日～8 月 22 日	2025 年 9 月末～11 月中旬	-	2025 年 11 月末
イギリス	2025 年 7 月 1 日～9 月 30 日	（時期不明）	-	2025 年 11 月
韓国	2024 年 10 月 14 日～12 月 20 日	2025 年 2 月	2025 年 2 月～11 月：申請書・広報映像物の作成	2025 年 11 月
ドイツ	毎年 3 月末を締め切りとして常時	簡易申請書提出年の秋：予備審査	翌年 3 月：正式な申請書の提出、同秋：最終選考	（「待機リスト」入りの場合は、最終決定年以降のサイクルになることが推測される）

地域登録の申請スケジュール（2026 年登録サイクル）				
MOWCAP による公示：2025 年 3 月 15 日				
申請受付期間：～2025 年 9 月 15 日				
MOWCAP 総会において登録可否の決定：2026 年 6 月頃				
	国内申請募集期間	国内審査、推薦案件の決定	準備期間等	MOWCAP への申請
日本	2025 年 4 月 3 日～6 月 30 日	2025 年 8 月下旬～9 月上旬	-	2025 年 9 月
韓国	2024 年 10 月 14 日～12 月 20 日	2025 年 2 月	2025 年 2 月～9 月：申請書と参考資料の作成	2025 年 9 月

(4) その他

今回の調査では、暫定一覧表関係制度以外にも、登録促進に関わる特徴的な取組がみられた。また、登録された記録物の情報発信や「世界の記憶」事業の活性化に関わる取組も確認された（詳細は参考資料を参照）。

■登録促進に関わるその他の特徴的な取組

- 登録申請の重点テーマ、優先テーマを設定（カナダ、イギリス）
- 『ハンドブック』や『手引き』により、記録物の所有者・関係者の理解を促進（イギリス、モンゴル）

■登録された記録物の情報発信に関わる取組

- 登録された記録物を一覧化したプラットフォームを整備・公開（ドイツ、イギリス、中国、カナダ、オーストラリア、モンゴル）
- 上記に加えて、発信普及ツールとして、登録物別のポスターを公開・提供（ドイツ）
- 関係省庁の公式サイトで簡易的な一覧を公開（フランス、マレーシア）
- 文化財・遺産関係のプラットフォーム内で紹介・公開（韓国）

■「世界の記憶」事業の活性化に関わる取組

- 国内の関係者を集めた年次国内会合の開催（フランス）
 - 他国との連携・協力（フランス、韓国、モンゴル）
-

3. まとめ

以上、調査対象国における「世界の記憶」事業の基本情報と登録された記録物の傾向、そして暫定一覧表関係制度の導入状況を概観した。

国によりさまざまなあり方・考え方がみられたが、このような多様性が生まれるのは、「世界の記憶」事業が対象としている記録物・記録遺産の特殊な性質が関係している¹⁰。国際登録という単一のリストだけでは扱いきれない数と複雑さがあるからこそ、各地の地域委員会や各国のナショナル・コミッティが地域登録や国内登録を導入しているということはユネスコも認めるところである¹¹。

一方で、記録遺産の保護とアクセスの促進、重要性についての認識向上という「世界の記憶」事業の趣旨はどの国も共有している。それぞれに異なる国内状況の中でも多様で活発な取組があるのはそのためである。

日本においては、「世界の記憶」に推薦する案件としてふさわしい国内の記録物について専門的見地から検討を行い整理した「暫定一覧表」の導入の検討が予定されている。本事業の目的に関して述べた通り、その主な目的は登録申請の活性化と申請書の質的向上にある。

本事業で調査したのはあくまでも一部の国の事例であり、短期間のデスクトップ調査で確認できた内容からの分析となるが、上述の暫定一覧表制度の導入に向けた議論を推進するうえで、特に参考になると考えられる点を以下にまとめた。

(1) 暫定一覧表関係制度のあり方

調査対象国における暫定一覧表関係制度はいくつかのタイプに大別できる。ユネスコの基準に則った国内登録制度、将来的な候補案件の発掘を直接の目的とした独自の「暫定リスト」、国などによる直接選出、審査により国からの推薦が確定した案件の「待機リスト」などである。その他の施策等を含め、背景となる状況は国により異なるが、今後の議論の検討材料となり得る制度や取組、考え方は以下のように整理できる。

【ワーキンググループにおいて検討予定の「暫定一覧表」の参考となり得る制度や取組】

[1] ユネスコの基準に則った国内登録制度を導入し、その登録簿に掲載されることを国際登録・地域登録への推薦の前提とするもの¹²。中国、モンゴル、カナダがこれに該当するが、いずれも国内登録への手続きは公募制であり、詳細な募集案内を出している。中国とモンゴルにおいては、掲載された案件の中からユネスコ・MOWCAPへの推薦候補を選ぶ段階で公募を併用することはない。カナダの場合は詳細な公募案内

¹⁰ ユネスコによる『『記録遺産』の定義について』によれば、記録物は情報コンテンツとそれらの情報を記録する媒体からなり、この二つの構成要素のそれぞれが多様であるだけでなく、文脈によりさまざまな程度の重要性があり得る。記録遺産とは、そうしたあらゆる種類の単体又は集合体としての記録物の総称である。(『『記録遺産』の定義について』)

¹¹ 「世界の記録遺産は非常に膨大且つ複雑なものであり、単一の登録制度では扱いきれず、機能しない。〔国際、地域、国内の〕3つの登録制度というアプローチは、単一の国際登録だけでは不可能であろう方法において、地域や国の専門性を、申請された記録物の評価に適用できるようにするものである」(『『世界の記憶』事業にかかる一般指針』>7.10.3)

¹² その国のナショナル・コミッティが自律的に運用するものである以上、国内登録簿への掲載可能な案件のセレクションに、地域レベル・国際レベルでも登録に値すると思われる案件の「非公式の暫定的リスト」が含まれることがあり得る。(『『世界の記憶』事業にかかる一般指針』>7.10.3)

がなく、国際登録の申請段階における問い合わせによる個別対応となっている。

[2] より直接的に、将来的な候補案件の発掘を目的とした「暫定リスト」の作成を試みるもの。 今回の調査では韓国でこの取組がみられたが、継続的な展開が確認できないことから単発の事業であったことがうかがえる。こちら的手法としては公募制であった。具体的な成果は公開されていないが、少なくとも実施年の直近サイクルにおいては、当時の「暫定リスト」への公募で集まった案件の中から推薦候補が選出されている可能性がある。

[3] 国内審査を経て推薦が決まった案件について、ユネスコへの実際の申請まで待機させるリストとしての「待機リスト」を策定するもの。 詳細不明であるが、ドイツでは公募により国際登録の推薦案件を選出する一方で、「共同申請を除き一度のサイクルで申請できるのは各国2件まで」という制限を踏まえた「待機リスト」を導入している。規定の制限以上に数多くの申請を常時見込める状況があることが推察される。

[4] ナショナル・コミッティの委員が所属する機関等が収蔵・管理する記録物の中から国際登録・地域登録への推薦案件を直接選ぶ方式。 この事例はマレーシアで確認された。当該事例はリストの作成を伴うものではないが、国内的な認知度の低さなどの理由で積極的な応募が期待できない場合等において、有識者等の推薦をもって候補案件をリスト化し、その所有者・関係者に国から働きかけるという方法はあると考えられる。

【国内登録制度に関する全体的傾向と考え方】

- ・前掲のように、中国、モンゴル、カナダは国内登録への掲載を国際登録・地域登録に向けた推薦の前提としている。一方で、イギリスやオーストラリアは、国内レベルで重要な記録物の保護や認知向上に力点を置いており、国際登録・地域登録へのつながりはないにせよ、その募集案内やプラットフォームの充実ぶりからは、細部まで整備された制度であることがうかがえる。
- ・登録件数に関していえば、国内登録制度を導入している国の国際登録・地域登録の件数は必ずしも多くない。この状況に対して、中国、モンゴル、カナダは、国内登録に国際登録・地域登録の発掘・プールの機能をもたせることで申請を促進しているようである。他方、国際登録・地域登録と同等かそれ以上に国内登録を重視していると思われる国もあり、オーストラリアはその典型といえる。
- ・世界で初めて国内登録制度を導入したとされている中国とオーストラリアを含むアジア太平洋地域では、その実践を共有し国内登録制度の導入を推奨する動きがある。これに関連して、MOWCAP 総会の国別年次報告には国内登録制度について記載する項目が設けられているが、韓国とマレーシアは、自国の文化財関連法に基づく目録等を「世界の記憶」の国内登録相当とみなす考え方を示している。

(2) 評価基準・選考方法

今回の調査で確認された暫定一覧表関係制度の大半は公募を基本としている。その募集案内で示されている評価基準や選考の具体的プロセスについて明らかになったことは下記の通りである。

【評価基準】

- ・国内登録として整備されたリストの場合、その選考基準は一般に、国際登録について定められているのと同様の基準、すなわち「真正性と完全性」「一義的基準（世界的重要性）」「相対的基準（唯一性／希少性、完全度・状態）」に基づいたうえで、その国の国内事情に合わせた調整が加えられる¹³。
- ・調査対象国の国内登録制度を見ると、国内的に重要な記録物の保護や認知向上が目的である場合は国家的な重要性に力点が置かれるが、国際登録・地域登録への発掘・プールが目的である場合は国際レベル・アジア太平洋地域レベルの重要性を有することが評価基準の一つとして強調されている。
- ・カナダとイギリスの国内登録では、登録申請の重点テーマ、優先テーマを明記している。国際登録・地域登録とのつながりの有無にかかわらず、このようなテーマ設定は、記録物の所有者・関係者の理解と関心を促すうえで有効であるように思われる。登録申請の活性化という観点から、国として重視したい分野や方向性を示すことも考えられる。

【選考方法】

- ・国内登録における公募の選考プロセスは国により異なるが、国際登録・地域登録への発掘・プールを目的としている場合、国内登録に至るまでの手続きそのものが複雑化する傾向がある。
- ・例えば、中国では国内登録への申請において、ナショナル・コミッティ内での一次審査、申請文書の修正・改善要求、本審査という手続きをとる（P15 参照）。モンゴルでは、国内登録に対する応募案件の一次情報を集約したリストを出発点として、県・郡レベルで重要な案件のリストと国家レベルで重要な案件のリストを作成する流れがあり、後者のリストが正式な国内登録簿となる（P15 参照）。
- ・よりシンプルな選考方法としては、韓国における「暫定リスト」を参照できる。この試みの場合、リストの掲載に至るまでに想定されているプロセスに複雑さはなく、また、応募時の提出書類は当該記録物についての簡単な紹介資料に留まる。当時の公示には、審査を経て選出された案件の申請者には通知があるとのみ案内があるが、掲載が決まってからユネスコ・MOWCAP への正式な申請書類を作成させる計画があったことがうかがえる。
- ・カナダの国内登録制度も同様に、簡潔な「登録意向表明書」と正式な「登録提案書」による 2 段階の選考プロセスを設けている。こうした仕組みには、エントリーへのハ

¹³ 特に選考基準に関わる言葉の使い方や、価値・重要性を表す用語が国により異なるものとなる。国際登録の基準に則ったうえで、地域的な特性が反映されるのは地域登録の選考基準についても同様である。（「『世界の記憶』事業にかかる一般指針」>7.10.2）

ードルを下げるとともに、質的に充実した申請書のための準備期間を与える狙いがあると思われる。

（３）制度の運営体制

今回の調査対象国のいずれにおいても、そのナショナル・コミッティは国内審査だけには留まらない多様な機能を備えていた。特に暫定一覧表関係制度を導入している場合には、複雑な選考プロセスを支える小委員会や、記録物の所有者・関係者に対する直接的・間接的なさまざまな支援策がみられた。国際登録・地域登録が公募制であってもスケジュールを工夫している例もある。「暫定一覧表」を通して登録申請の活性化を推進するためには、持続的な制度の運用を可能にする体制・施策も合わせて検討することが求められる。

【評価機構】

- ・中国は近年、ナショナル・コミッティ内で申請案件を評価する「国家諮問委員会」の下に「目録小委員会（RSC）」を設置したが、この小委員会は、「世界の記憶」の国際諮問委員会（IAC）の小委員会の一つである目録小委員会（RSC）を模している。ユネスコ本部の RSC と同様、申請の受領可能性を精査し一次評価を行う組織であり、同国の国内登録制度を科学的により厳密なものにするために導入された。
- ・中国と並んで国内登録制度の草分け的存在とされるオーストラリアの関係者は、国内登録においても、推薦案件を処理し、基準を満たすか否かを判断する評価機構（国際登録において一次評価を担当する RSC と最終決定を下す IAC との関係に相当するメカニズム）が必要であることを説いている¹⁴。

【申請サポート】

- ・特に国内登録への公募における申請・審査の段階で手厚いサポートがみられた。中国の「目録小委員会」による助言・提案・要求の他にも、イギリスのようにナショナル・コミッティへの事前相談を求めるもの、カナダのように一次審査相当の書類に対して可否にかかわらずフィードバックを提供するものなどである。
- ・また、国際登録・地域登録・国内登録の種別にかかわらず、事務的な募集案内に加えて、登録された記録物を一覧できるプラットフォームの公開や申請者向けのガイドブックの提供を行うことは、記録物の所有者・関係者自らが登録申請の可能性を考える助けになっていると思われる。
- ・今回の調査対象国の中では、ドイツ、イギリス、中国、カナダ、オーストラリア、モンゴルが登録された記録物を一覧化したプラットフォームを整備している。イギリスは国内登録に向けた申請プロセス等を分かりやすく記載した『ハンドブック』があり、モンゴルでは、複雑に構造化された同国の国内登録制度について国際登録・地域

¹⁴ UNESCO by Ray Edmondson, [PROGRESS REPORT ON THE DEVELOPMENT OF THE ASIA-PACIFIC REGIONAL DIMENSION OF THE 'MEMORY OF THE WORLD' PROGRAM](#), 2005.

登録制度との関係を含めて解説した『手引き』を用意している。

- ・モンゴルはナショナル・コミッティの活動の中に申請書の作成業務が含まれており、申請書の内容について、同コミッティがその責任を負っている。ナショナル・コミッティの委員が所属する機関等が収蔵・管理する記録物の中から直接選出するマレーシアの場合、申請書の作成主体は必然的に当該の機関等となる。

【スケジュール】

- ・ユネスコ・MOWCAP による募集開始から国による申請までの期間が短く、十分に要件を満たした申請書を準備できないという問題に対して、国内審査のスケジュール設定の面から解決を図っている例がある。
- ・国際登録件数世界一を誇るドイツは、毎年3月末を締め切りとして2年がかり・2段階の審査（予備審査と本審査）を行い、選考のための十分な期間を確保している。
- ・韓国の国際登録・地域登録はともに公募制だが、その募集開始は日本と比べて半年以上早い。ユネスコ・MOWCAP による公示の前から動き出すことで、申請者側が時間をかけて書類を準備できるようになっている。
- ・上記二例のように国と記録物の所有者・関係者、双方にとって余裕のある日程を設けることは、暫定一覧表制度の導入にかかわらず、申請書の質の向上を目指すうえで重要な点と考えられる。

第3章 ユネスコ「世界の記憶」暫定一覧表制度の導入に係る検討に向けて

1. 今後の検討体制

今後の検討については、前述の通り、審査委員会の下に設置されたワーキンググループによって行うことが決定している。「暫定一覧表」に記載すべき案件の候補に関する事項、また「暫定一覧表」の策定及び導入に関わる必要な事項を審議し、国際登録の2028～2029サイクルから制度を運用することが想定されている。

「「世界の記憶」暫定一覧表検討ワーキンググループの設置について」（令和8年2月13日付）によると、今後の検討体制は下記のように定められている。

名称	「世界の記憶」暫定一覧表検討ワーキンググループ
審議事項	(1) ユネスコ「世界の記憶」に推薦する案件としてふさわしい記録物として「暫定一覧表」に記載すべき案件の候補に関する事項 (2) その他「暫定一覧表」の策定及び導入に係る必要な事項
構成	・ワーキンググループに座長を置き、「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会の委員のうちから審査委員会委員長が指名 ・座長は、その他のワーキンググループ委員として必要な若干名を指名。その場合、必ずしも審査委員会の委員に限定するものではない ・ワーキンググループの委員に指名された者のうち、審査委員会の委員でない者については、文部科学省から協力を依頼

2. 暫定一覧表制度の検討における論点案

本事業で得られた情報を踏まえ、ワーキンググループでの検討における論点案として、以下が考えられる。

論点1 「暫定一覧表」の基本的性格

- ・日本の「世界の記憶」事業の現状を踏まえた、「暫定一覧表」の作成目的・役割
- ・候補案件の発掘・プールに特化した日本独自の「暫定一覧表」とするのか、国際登録・地域登録につながる国内登録制度を導入するのか
- ・「暫定一覧表」の公開・非公開 等

論点2 国・所有者・関係機関との関係

- ・ワーキンググループによる「暫定一覧表」記載案件の選出及び記載案件を公開とした場合、案件の所有者・関係機関との事前調整（掲載可否、将来的な推薦についての意向等）
- ・「暫定一覧表」記載案件の申請に向けた支援の有無、支援有の場合の内容・方法 等

論点3 国際（地域）登録に向けた公募制度との関係

- ・現行の公募制度を併用するのか
- ・併用する場合、どのように暫定一覧表制度と共存させるか（公募案件と「暫定一覧表」記載案件の優先順位、実施スケジュール等）
- ・韓国やドイツを参考に、公募制度の実施スケジュール等の面で工夫できる点はあるか 等

論点4 「暫定一覧表」の作成方法

【1】記載案件の選出方法

- ・ワーキンググループにおける選出のみとするか、公募を併用するか
- ・選出プロセスとスケジュール（今後の記載案件の見直し予定含む） 等

【2】記載の対象・基準・内容

- ・ユネスコの基準以外の基準を設けるか（優先テーマや優先カテゴリーの設定、日本の文化財保護法関連の案件を優先する等）
- ・記録物名のみ記載にとどめるか、申請の方向性等の詳細も記載するか 等

論点5 次回サイクル以降の制度運用について

- ・次回サイクルにおける具体的なスケジュールやその内容の周知方法（制度変更に伴う事前の説明会の開催等含む） 等

令和 7（2025）年度「ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ～UNESCOConnect～事業」
「ユネスコ活動に関する調査研究（再委託）」

**ユネスコ「世界の記憶」暫定一覧表制度の策定及び導入に向けた
調査研究事業報告書**

発 行 年 月 日 令和 8 年 3 月 31 日

調査・編集・発行 株式会社 丹青研究所